

様式第5号（第6条関係）

令和 5 年 1 月 10 日

羽曳野市議会議長 様

会派名

代表者名

議員名 大坪 正尚

印



（ 令和 4 年度 第 3 四半期 ） 政務活動費収支報告書

羽曳野市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第1項の規定により、政務活動費の交付の対象となる政務活動費に要した収入及び支出について、下記のとおり報告します。

記

1 収入

交付済額 66,000 円

2 支出

項目	金額	政務活動費を充てた主な経費	※ 第1四半期から 第4四半期の合計金額
調査研究費			
研修費			
広報費	19,353	市政報告	
広聴費			
要請、陳情活動費			
会議費			
資料作成費			
資料購入費			
計	19,353		

※第4四半期の実績報告を行う場合は、第1四半期から第4四半期の合計金額を記入すること。



羽曳野市議会議員

おおつぼまさなお 正尚

未来へつなげる政治。市政報告 Vol.2

経済対策・生活支援事業

インフルエンザ ワクチン 接種無償事業

対象は、65歳以上
中学3年生
高校3年生
60歳～64歳未満で対象の障害に該当する方
令和5年1月31日まで



はびきの暮らし 応援商品券事業

1冊¥2,500で¥5,000の
商品券を購入できます。
地域経済の活性化の為に
積極的にご活用ください！



多子世帯の保護者へ 給食費助成

令和4年分の学校給食費
3人以上のお子様がおられる世帯が対象



長期欠席議員の報酬に係る条例の制定

議会改革

これまでは、議員が長期欠席した場合に於いての規定がありませんでした。
今回の条例制定により、議員が長期に議会を欠席した場合の報酬減額等を定めました。

下水道料金の改定について 令和5年4月1日から料金改定

未来への責任

公営企業である下水道事業は、下水道使用料で汚水処理を行い、独立採算制による経営を行うことが原則ですが、使用料収入だけでは資金が不足し、これまで市の一般会計から直近10年間で約40億円を補填してきました。このままでは、市の財政を圧迫し生活や教育への事業に多大な影響を及ぼします。将来へ向けて健全で持続可能な事業経営を行っていくためには、下水道使用料の改定を行う必要があります。苦渋の決断ではありましたが、6月議会において賛成多数で可決しました。市民の皆様方には、こうした状況と今回の決断に対して、何卒ご理解を賜りたいと思います。

今後の予定

次回は、12月議会が行われます。
本議会・委員会は、傍聴が可能です。ぜひ一度ご覧ください。
動画配信も行っています。

市議会動画配信↓



～ご報告～ 所属委員会等の改選が行われ、以下の委員に就任しました。

- 「建設企業常任委員会」「広域行政調査特別委員会」「公共施設建設整備特別委員会」
- 「交通安全対策特別委員会」「世界遺産・日本遺産に関する特別委員会」
- 「羽曳野市健康づくり推進協議会」「羽曳野市住居表示審議会」
- 「羽曳野市都市計画審議会」「羽曳野市個人情報保護審議会」
- 「柏羽藤環境事業組合議会 選出議員」「市議会だより編集委員会」



就学後の発達障害について

Q. 発達障害の児童へは、周囲の支援が必要不可欠である。就学後においては、教員の児童への対応や支援が重要となる。教員が、適切な対応が出来る為の「ティーチャーズ・トレーニング」の実施に対しての教育長の見解は？

A. ティーチャーズ・トレーニングの視点を持つ研修は非常に重要であると認識している。今後の支援教育の研修内容については、府や教育研究会とも連携した上で研究し、実施していきたいと考える。

意見要望

周囲の方が知識や理解のある適切な対応を行うことで、自己肯定感を高め、二次障害を防ぐことができる。「ティーチャーズ・トレーニング」の実施を強く要望する。

交通インフラについて

Q. 高齢者ドライバーが、免許返納後に移動手段が限られるため、デマンド乗合タクシー等の新たな交通手段の確保が課題となっている。当市でも必要なインフラだと考えるが、民間企業との連携は？

A. 河南交通圏タクシー準特定地域協議会を通じて、意見や要望をしていきたいと考えている。

意見要望

免許返納後も安心して暮らせる街づくりが必要。協議会において、実証実験の早期実現に向け、提案・協議をしていただくように強く要望する。

スマホ依存について



環境美化条例について

Q. 小学生と中学生のスマホ所持率は？

A. 小学校低学年で 43.7%、高学年 63.5% 中学生で 91%

Q. 1日当たり3時間以上使用している割合は？

A. 平日で小学校高学年は 29%、中学生は 47%

休日で小学校高学年は 47.2%、中学生は 68.4%

Q. スマホ使用が与える影響についてどのように考えているか？

A. 長時間使用により、間接的に脳に影響を及ぼすと考えられている。

意見要望

これからの時代に ICT を活用して活躍していくためには、その怖さも理解し、指導していかなくてはならない。子どもたちに危険性を示し、当市独自のガイドラインを決めて依存症予防に向けて、積極的に指導していくことを要望する。

Q. 吸い殻やごみのポイ捨てなどを行った場合、具体的な罰則は？

A. 今から 30 年前の平成 4 年に制定されたマナー条例で、具体的な罰則については規定されていない。

Q. 本条例の課題については？

A. 時代の変化により、取扱や対応等が難しくなっている。

Q. 受動喫煙への対応、対策については？

A. 大阪府受動喫煙防止条例に準じて、適宜対策を行っている。

意見要望

現在の条例のままでは、違反者に対して適切な対応の限界がある。今の時代に合った条例に改正すべきであり、違反者には過料を含む罰則の強化を要望する。

ポイ捨てと受動喫煙を防ぐため、また次世代へ誇れる街づくりの為、路上喫煙禁止条例を制定するよう要望する。

TEL : 080-8904-3939 mail: otsubomasanao@gmail.com

何かお困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。

公式ホームページ: <https://masanaootsubo.wixsite.com/osaka>

Twitter ↓

